



# 熊本県公報

号外 第 6 号

平成 30 年 3 月 23 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 条 例

- 熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例…………… (人事課) 10
- 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例…………… ( 〃 ) 10
- 熊本県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例…………… ( 〃 ) 10
- 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… ( 〃 ) 11
- 熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例…………… ( 〃 ) 11
- 熊本県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 11
- 熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例…………… (県政情報文書課) 14
- 熊本県財産条例の一部を改正する条例…………… (財産経営課) 14
- 熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例…………… (市町村課) 16
- 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例…………… ( 〃 ) 16
- 熊本県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 17
- 熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例…………… ( 〃 ) 17
- 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例…………… (健康危機管理課) 17
- 熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例…………… (高齢者支援課) 18
- 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例…………… ( 〃 ) 32
- 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例…………… ( 〃 ) 42
- 熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を廃止する条例…………… ( 〃 ) 42
- 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例…………… (障がい者支援課) 42
- 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例…………… ( 〃 ) 58
- 熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例…………… (医療政策課) 64
- 熊本県国民健康保険法施行条例…………… (国保・高齢者医療課) 65
- 熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例及び熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例…………… ( 〃 ) 68
- 熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例…………… (薬務衛生課) 68
- 熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例…………… (くらしの安全推進課) 69
- くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例…………… (男女参画・協働推進課) 70
- 熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例…………… (農村計画課) 70
- 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例…………… (道路保全課) 70
- 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) 73
- 熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例…………… (河川課) 75
- 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例…………… (港湾課) 76
- 熊本県建築基準条例の一部を改正する条例…………… (建築課) 78
- 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… (学校人事課) 78
- 熊本県いじめ防止対策審議会条例の一部を改正する条例…………… (高校教育課) 79
- 熊本県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例…………… (警察本部生活環境課) 79
- 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例…………… ( 〃 ) 80

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例

- 1 知事の直近下位の内部組織に国際スポーツ大会推進部を加えることとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

### ◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

- 1 別表第17号の改正規定について、氷川町を加える部分に限り、施行日を平成30年12月1日とすることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◇熊本県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 降給の種類を降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。）とすることとした。（第2条関係）
- 2 降格及び降号の事由を定めることとした。（第3条、第4条関係）
- 3 降給の手続は、降任等の手続に準じるものとする事とした。（第5条関係）
- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

### ◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 公安職給料表の等級別基準職務表における分類の基準となる職務の内容を見直すこととした。（別表第5関係）
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

### ◇熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

- 1 知事等の退職手当の支給率を次のとおり引き下げることとした。（第4条関係）
  - (1) 知事 100分の59を100分の58に改定
  - (2) 副知事 100分の42を100分の41に改定
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに次の手数料を設けることとした。
 

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴うもの	
ア 産業廃棄物処理の特例認定申請手数料	147,000円
イ 産業廃棄物処理の特例認定の変更認定申請手数料	134,000円
(2) 介護保険法の一部改正に伴うもの	
ア 介護医療院開設許可申請手数料	63,000円
イ 介護医療院変更許可申請手数料	33,000円
ウ 介護医療院開設許可更新申請手数料	28,000円
(3) 土壌汚染対策法の一部改正に伴うもの	
ア 汚染土壌処理業譲渡及び譲受申請手数料	70,000円
イ 汚染土壌処理業合併及び分割申請手数料	70,000円
ウ 汚染土壌処理業相続申請手数料	70,000円
(4) 建築基準法の一部改正に伴うもの	
田園住居地域における建築等許可申請手数料	180,000円
- 2 次のとおり手数料の額を改定することとした。
 

(1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴うもの	
ア 風俗営業変更承認申請手数料	11,000円から9,900円に改定
イ 特例風俗営業認定申請手数料	15,000円ほかから13,000円ほかに改定
ウ 特定遊興飲食店営業許可申請手数料（同時申請分）（別表第5関係）	12,800円ほかから12,100円ほかに改定
エ 危険物取扱者免状交付手数料	2,800円から2,900円に改定
オ 危険物取扱者試験手数料	5,000円ほかから6,500円ほかに改定
カ 消防設備士免状交付手数料	2,800円から2,900円に改定

キ	消防設備士試験手数料	5,000円	ほかから5,700円	ほかに改定
ク	消防設備士免状の再交付手数料	1,800円	から1,900円	に改定
ケ	危険物取扱者免状の再交付手数料	1,800円	から1,900円	に改定
コ	火薬類運搬証明書交付手数料	2,400円	から2,100円	に改定
サ	質屋営業許可申請手数料	25,000円	から22,000円	に改定
シ	建築士試験受験手数料	16,900円	から17,700円	に改定
ス	高压ガス容器検査又は容器再検査手数料（別表第16関係）	180円	ほかから160円	ほかに改定
セ	運搬証明書書換え手数料	4,600円	から5,400円	に改定
ソ	国際競技に参加する外国人に対する銃砲刀剣類所持許可申請手数料（同時申請分）	1,600円	から1,800円	に改定
タ	銃砲刀剣類所持許可証再交付申請手数料	2,200円	から1,900円	に改定
チ	駐車監視員資格者証再交付手数料	2,000円	から1,800円	に改定
ツ	液化石油ガス充てん設備変更許可申請手数料	19,000円	から17,000円	に改定
テ	砂利採取計画認可申請手数料	37,700円	から33,900円	に改定
ト	河川区域等内砂利採取計画認可申請手数料	37,700円	から33,900円	に改定
ナ	砂利採取計画変更認可申請手数料	17,000円	から15,000円	に改定
ニ	河川区域等内砂利採取計画変更認可申請手数料	17,000円	から15,000円	に改定
ヌ	警備員指導教育責任者資格者証書換申請手数料	2,000円	から1,800円	に改定
ネ	機械警備業務管理者資格者証書換申請手数料	2,000円	から1,800円	に改定
ノ	自動車運転代行業認定審査手数料	13,000円	から12,000円	に改定
ハ	自動車運転代行業認定証再交付手数料	1,900円	から1,700円	に改定
ヒ	使用済自動車破砕業の変更許可申請手数料	75,000円	から67,000円	に改定
フ	探偵業変更届出証明書交付手数料	1,500円	から1,600円	に改定
ヘ	探偵業届出証明書再交付手数料	1,000円	から1,100円	に改定
(2)	道路交通法施行令の改正に伴うもの			
ア	運転免許試験手数料（別表第18関係）	1,600円	ほかから1,550円	ほかに改定
イ	自動車運転技能検査手数料	4,050円	ほかから3,900円	ほかに改定
ウ	免許証交付手数料（仮免許交付）	1,100円	から1,150円	に改定
エ	免許証再交付手数料（仮免許再交付）	1,100円	から1,150円	に改定
オ	認知機能検査手数料	650円	から750円	に改定
カ	認知機能検査員講習手数料	700円	から1,400円	ほかに改定
キ	技能検定員資格者証交付手数料	1,100円	から1,150円	に改定
ク	技能検定員審査手数料	23,100円	ほかから23,400円	ほかに改定
ケ	教習指導員資格者証交付手数料	1,100円	から1,150円	に改定
コ	教習指導員審査手数料	14,600円	ほかから14,550円	ほかに改定
サ	運転免許再試験手数料	2,000円	ほかから1,900円	ほかに改定
シ	免許証更新手数料（経由更新分）	2,500円	から2,550円	に改定
ス	運転経歴証明書交付手数料	1,000円	から1,100円	に改定

セ	国外運転免許証交付手数料	2, 400円から2, 350円に改定
ソ	講習手数料（別表第19関係）	
		2, 100円ほかから1, 950円ほかに改定
タ	特定任意講習手数料	6, 150円ほかから5, 100円ほかに改定
チ	限定解除審査手数料	1, 450円ほかから1, 400円ほかに改定
ツ	運転経歴証明書再交付手数料	1, 000円から1, 100円に改定
テ	技能検定員審査手数料の額から減ずる額（別表第30関係）	
		3, 600円ほかから3, 550円ほかに改定
ト	教習指導員審査手数料の額から減ずる額（別表第31関係）	
		3, 600円ほかから3, 550円ほかに改定

3 次の手数料を廃止することとした。

- (1) 指定居宅介護支援事業者指定申請手数料
- (2) 指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料

4 自動車保管場所証明電子化システムの運用開始に伴う規定の整備を行うこととした。（第2条、第3条関係）

5 その他規定の整理を行うこととした。（第2条関係）

6 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、それぞれに定める日から施行することとした。

- (1) 5の一部、7の一部及び8の一部 公布の日
- (2) 2(1)エからケまで 平成30年5月1日
- (3) 4 平成30年7月2日

7 所要の経過措置を定めることとした。

8 熊本県収入証紙条例の関係規定を整理するとともに、所要の経過措置を定めることとした。（附則第4項、附則第5項関係）

#### ◇熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

1 地方独立行政法人法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第1条関係）

2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

#### ◇熊本県財産条例の一部を改正する条例

1 行政財産である土地に地下埋設物を設置する場合の使用料の額を改定することとした。（別表関係）

2 阿蘇郡西原村の所在地区分を変更することとした。（別表関係）

3 地下埋設物を設置する場合の使用物件の長さの計算方法を精緻化することとした。（別表関係）

4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

#### ◇熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 熊本県議会議員の選挙について、選挙運動用ビラの作成費用を公費で負担することとした。（第6条関係）

2 その他規定の整理を行うこととした。（第1条関係）

3 この条例は、平成31年3月1日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

#### ◇熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 県内の市町村の農業委員会に対して本人確認情報を提供する事務として農地法による同法第32条第1項又は第33条第1項の利用意向調査に関する事務であって規則で定めるものを加えることとした。（第2条、別表第1関係）

2 本人確認情報を利用する県の事務として次に掲げる事務を加えることとした。（別表第2関係）

- (1) 熊本県心身障害者扶養共済制度条例による同条例第19条第1項等の届出又は同条例第5項の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- (2) 土地改良法による同法第18条第16項（同法第68条第4項又は第84条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であって規則で定めるもの

- 3 不当景品類及び不当表示防止法及び特定商取引に関する法律の一部改正に伴う規定の整理等を行うこととした。(別表第2関係)
- 4 その他規定の整理を行うこととした。(第2条、別表第1関係)
- 5 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 自動車取得税の納付方法の特例措置を講ずることとした。(第89条関係)
- 2 自動車税の徴収方法の特例措置を講ずることとした。(第105条の2関係)
- 3 その他規定の整理を行うこととした。(第105条関係)
- 4 この条例は、平成30年7月2日から施行することとした。

◇熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

- 1 地方税犯則調査における現行犯事件の臨検、捜索又は差押えの実施税目に産業廃棄物税を指定することとした。(第18条関係)
- 2 地方税犯則調査における臨検、捜索又は差押え等の夜間執行の制限を受けない税目に産業廃棄物税を指定することとした。(第19条関係)
- 3 その他規定の整理を行うこととした。(第7条、第20条、第21条関係)
- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 条例の対象となる社会福祉施設等に地域密着型通所介護事業を行う事業所を追加することとした。(第2条関係)
- 2 条例の対象となる社会福祉施設等に複合型サービス事業を行う事業所を追加することとした。(第2条関係)
- 3 条例の対象となる社会福祉施設等に介護医療院を追加することとした。(第2条関係)
- 4 介護保険法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条、附則第3項関係)
- 5 4の一部は公布の日から、3及び4の一部は平成30年4月1日から、1及び2は平成30年9月1日から施行することとした。

◇熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

- 1 介護医療院の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。(第3条―第43条関係)
- 2 ユニット型介護医療院の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。(第44条―第55条関係)
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 次の6条例について、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備することとした。
  - (1) 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第1条】
  - (2) 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例【第2条】
  - (3) 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例【第3条】
  - (4) 熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例【第4条】
  - (5) 熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例【第5条】
  - (6) 熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例【第6条】
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、1(2)及

び(3)の一部は、平成30年10月1日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 次の2条例について、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、関係規定の整備を行うこととした。

(1) 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第1条】

(2) 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第2条】

2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を廃止する条例

1 熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を廃止することとした。

2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

1 次の3条例について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、関係規定の整備を行うこととした。

(1) 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第1条】

(2) 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第2条】

(3) 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例【第3条】

2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

1 次の3条例について、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、関係規定の整備を行うこととした。

(1) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例【第1条】

(2) 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第2条】

(3) 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第3条】

2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

1 返還の債務の当然免除に該当する要件を改めることとした。(第7条関係)

2 返還の債務の当然免除の対象となる施設等に、介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院を追加することとした。(第7条関係)

3 返還の債務の裁量免除に該当する要件を改めることとした。(第11条関係)

4 その他規定を整備することとした。(第9条関係)

5 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県国民健康保険法施行条例

1 目的について定めることとした。(第1条関係)

2 熊本県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めることとした。

(1) 協議会の設置について定めることとした。(第2条関係)

(2) 協議会の所掌事務について定めることとした。(第3条関係)

(3) 協議会の組織及び委員の資格について定めることとした。(第4条関係)

(4) 協議会の委員の任期について定めることとした。(第5条関係)

(5) 協議会の会長について定めることとした。(第6条関係)

- (6) 協議会の会議について定めることとした。(第7条関係)
- (7) 協議会の庶務について定めることとした。(第8条関係)
- (8) その他協議会の運営に関し必要な事項の決定方法について定めることとした。(第9条関係)
- 3 熊本県国民健康保険保険給付費等交付金の交付について定めることとした。(第10条関係)
- 4 熊本県国民健康保険事業費納付金に関し、必要な事項を定めることとした。
  - (1) 熊本県国民健康保険事業費納付金の徴収について定めることとした。(第11条関係)
  - (2) 熊本県国民健康保険事業費納付金のうち、一般納付金の算定に必要な係数等について定めることとした。(第12条—第17条関係)
  - (3) 熊本県国民健康保険事業費納付金のうち、後期高齢者支援金等納付金の算定に必要な係数等について定めることとした。(第18条—第21条関係)
  - (4) 熊本県国民健康保険事業費納付金のうち、介護納付金納付金の算定に必要な係数等について定めることとした。(第22条—第24条関係)
- 5 その他この条例の施行に関し必要な事項の決定方法について定めることとした。(第25条関係)
- 6 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- 7 次に掲げる条例は、廃止することとした。(附則第2項関係)
  - (1) 熊本県国民健康保険調整交付金条例
  - (2) 熊本県国民健康保険運営協議会条例
- 8 その他所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例及び熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正【第1条】

「国民健康保険法第68条の2第1項に規定する広域化等支援方針の作成、当該方針に定める施策の実施その他」を削ることとした。(第1条関係)
- 2 熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正【第2条】
  - (1) 財政安定化基金による交付事業の要件を定めることとした。(第7条関係)
  - (2) 財政安定化基金拠出金を徴収する市町村を定めることとした。(第8条関係)
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

- 1 衛生措置及び構造設備の基準を次のとおり改めることとした。
  - (1) 次に掲げる事項に係る基準を改めることとした。
    - ア 照明設備
    - イ 寝具類
    - ウ 玄関帳場
    - エ 換気設備
    - オ 採光
    - カ 浴槽
    - キ 洗い場の床
    - ク サウナ室
    - ケ 共同便所
    - コ 共同洗面所
    - サ 簡易宿所営業及び下宿営業の客室面積
  - (2) 次に掲げる事項に係る基準を撤廃することとした。
    - ア 防湿
    - イ 共同浴室の洗いおけ及び腰掛け
    - ウ 客室の収容定員
    - エ ロビー
    - オ 食堂
    - カ 天井の高さ
    - キ 和室の構造設備

- ク 浴室の周壁
- ケ 共同浴室の給水（湯）栓
- コ 簡易宿所営業の寝台
- サ 下宿営業の客室数

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成30年6月15日から施行することとした。

#### ◇熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例

1 青少年有害情報フィルタリングサービスに係る書面の交付義務の対象者を拡大し、また、当該交付義務に係る対象機器を追加するとともに、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（以下「事業者等」という。）が保護者に対し青少年有害情報フィルタリング有効化措置（以下「フィルタリング有効化措置」という。）の必要性及び内容等を記載した書面を交付する義務を追加することとした。（第18条の3関係）

2 無線LAN経由でインターネット接続することができる機器を少年が使用する場合における携帯電話インターネット接続役務提供事業者の有害情報の閲覧防止に係る説明義務の規定を削ることとした。（第18条の3関係）

3 保護者がフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由等を記載した書面を事業者等に提出しなければならないこととした。（第18条の3関係）

4 保護者から提出を受けたフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由等を記載した書面について、事業者等は当該書面を一定期間保存しなければならないこととした。（第18条の3関係）

5 事業者等が保護者に対してフィルタリング有効化措置の必要性及び内容を説明する際にそれらの事項を記載した書面を交付する義務又は保護者から提出を受けたフィルタリング有効化措置を希望しない理由等を記載した書面を保存する義務に違反していると認めるときに、知事は、必要な措置をとるべきことを事業者等に勧告することができることとした。（第18条の3関係）

6 その他規定の整理を行うこととした。（第18条の3関係）

7 この条例は、公布の日から施行することとした。

8 所要の経過措置を定めることとした。

#### ◇くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例

1 くまもと県民交流館における指定管理者の業務の拡充に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第4条関係）

2 くまもと県民交流館の施設改修に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（別表関係）

3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

#### ◇熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

1 土地改良法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第4条関係）

2 土地改良法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第4条関係）

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◇熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

1 道路を占用する場合の占用料を改定することとした。（別表関係）

2 阿蘇郡西原村の所在地区分を変更することとした。（別表関係）

3 占用面積等の計算方法を精緻化することとした。（別表関係）

4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

#### ◇熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

1 都市公園法施行令の一部改正に伴う公園施設の建築面積の基準の特例措置を講ずることとした。（第1条の6関係）

2 都市公園法施行令の一部改正に伴う運動施設の都市公園の敷地面積に対する割合を定めることとした。（第1条の6関係）



- 3 都市公園を占用するときの使用料の額を改定することとした。(別表第1の3関係)
  - 4 都市公園を占用するときの使用料に係る占用面積等の計算方法を精緻化することとした。(別表第1の3関係)
  - 5 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
  - 6 所要の経過措置を定めることとした。
- ◇熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 1 流水若しくは土地の占用又は土石等の採取をすることができる期間が複数年度にわたるときに流水占用料等の徴収の方法の原則を明記することとした。(第2条関係)
  - 2 流水若しくは土地の占用又は土石等の採取をすることができる期間が複数年度にわたるときに当該期間の流水占用料等を一括徴収することができる場合を定めることとした。(第2条関係)
  - 3 その他規定の整理を行うこととした。(第2条関係)
  - 4 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。
  - 5 所要の経過措置を定めることとした。
- ◇熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 1 臨港地区内の道路に工作物、物件又は施設を設け、継続的に当該道路を使用する場合の使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
  - 2 臨港地区内の道路の使用に係る使用面積等の計算方法を精緻化することとした。(別表第2関係)
  - 3 この条例は、平成30年5月1日から施行することとした。
  - 4 所要の経過措置を定めることとした。
- ◇熊本県建築基準条例の一部を改正する条例
- 1 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域に田園住居地域の全域を追加することとした。(第24条の2関係)
  - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 1 県立中学校に勤務する教員に適用する給料表を教育職給料表(2)に改めることとした。(第5条、別表第1、別表第2関係)
  - 2 教員特殊業務手当の引上げ改定を行うこととした。(第13条関係)
  - 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県いじめ防止対策審議会条例の一部を改正する条例
- 1 所掌事務にいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に関する事項を追加することとした。(第2条関係)
  - 2 審議会に臨時委員を置くことができることとする事とした。(第3条、第4条関係)
  - 3 会議に委員の議事参加に関する事項を追加することとした。(第6条関係)
  - 4 委員及び臨時委員に秘密保持義務を課すこととした。(第7条関係)
  - 5 罰則について規定することとした。(第10条関係)
  - 6 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例
- 1 公共の場所又は公共の乗物において、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、衣服等で覆われている人の下着又は人の身体(以下「下着等」という。)に写真機等を向ける行為又は設置する行為について、条文に明記して規制することとした。(第3条関係)
  - 2 人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法による下着等の撮影が規制される場所について、集会場、事務所、教室、貸切バスその他の特定かつ多数の者が利用するような場所又は乗物を対象するとともに、当該場所又は当該乗物において写真機等を向ける行為又は設置する行為も規制することとした。(第3条関係)
  - 3 衣服等の全部又は一部を着けていない人の姿態の撮影が規制される場所について、住居の浴室や事務所の更衣室等を対象とする事とともに、当該場所において写真機等を向ける行為又は設置する行為も規制することとした。(第3条関係)

- 4 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正を踏まえ、つきまとい行為等の規定の整備を行うこととした。（第6条関係）
- 5 盗撮行為について、罰則を強化することとした。（第13条関係）
- 6 その他規定の整理を行うこととした。（第3条関係）
- 7 この条例は、平成30年7月1日から施行することとした。
- 8 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

- 1 風俗営業の許可に係る営業制限地域に田園住居地域を追加することとした。（第3条関係）
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

**条 例**

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第2号**

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例

熊本県内部組織設置条例（昭和27年熊本県条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (9) 国際スポーツ大会推進部  
国際的な規模のスポーツの競技会に関する事項  
附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第3号**

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第10号の改正規定 公布の日
- (2) 別表第17号の改正規定（「合志市」の次に「、氷川町」を加える部分に限る。）  
平成30年12月1日

附則に次の1項を加える。

- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際農地法（昭和27年法律第229号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は同号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前に同法の規定により知事に対してされた申請その他の行為（いずれも2号施行日以後において氷川町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。）は、2号施行日以後においては、氷川町長のした処分その他の行為又は氷川町長に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第4号**

熊本県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員の分限に関する条例（昭和26年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）」の次に「第27条第2項並びに」を、「職員の意に反する」の次に「降給の事由並びに職員の意に反する」を加え、「及び休職」を「、休職及び降給」

に改める。  
 第6条を第9条とし、第3条から第5条までを3条ずつ繰り下げる。  
 第2条第1項中「又は同条」を「同条」に改め、「休職する場合」の次に「、又は第3条第2号の規定に該当するものとして降格する場合」を加え、同条第2項中「若しくは免職又は休職」を「、免職、休職又は降給」に改め、同条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条及び第5条において同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。第4条において同じ。）とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。

- (1) 職員の勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないと認められるとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合
- (3) 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。（前2号に掲げる場合を除く。）

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の勤務実績がよくないと認められる場合で、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときで、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第5号**

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第5の（その2）の表4級の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同表5級の項第1号及び第2号中「相当困難な業務を行う」を削り、同表6級の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「困難な」を「相当困難な」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号中「困難な」を「相当困難な」に改め、同号を同項第4号とし、同表7級の項第1号中「相当困難な業務を行う」を削り、同項第3号中「特に」を削り、同項第4号中「相当困難な業務を行う」を削り、同項第6号中「特に」を削り、同表8級の項第4号中「困難な」を「相当困難な」に改め、同表9級の項第3号中「特に」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第6号**

熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例（昭和27年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「100分の59」を「100分の58」に改め、同条第2号中「100分の42」を「100分の41」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第7号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例  
 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第51号中「11,000円」を「9,900円」に改め、同項第53号中「15,000円」を「13,000円」に改め、同項第81号中「2,800円」を「2,900円」に改め、同項第82号ア中「5,000円」を「6,500円」に改め、同号イ中「3,400円」を「4,500円」に改め、同号ウ中「2,700円」を「3,600円」に改め、同項第85号中「2,800円」を「2,900円」に改め、同項第86号ア中「5,000円」を「5,700円」に改め、同号イ中「3,400円」を「3,800円」に改め、同項第90号及び第93号中「1,800円」を「1,900円」に改め、同項第154号中「2,400円」を「2,100円」に改め、同項第165号中「25,000円」を「22,000円」に改め、同項第192号中「又は第13項ただし書」を「第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同項第222号中「16,900円」を「17,700円」に改め、同項第359号中「4,600円」を「5,400円」に改め、同項第364号中「1,900円」を「1,800円」に改め、同項第367号中「2,200円」を「1,900円」に改め、同項第400号の8中「駐車監視員資格者証書再交付手数料」を「駐車監視員資格者証書再交付手数料」に改め、同項第403号の2ア中「4,050円」を「3,900円」に改め、同号アただし書中「6,700円」を「6,400円」に改め、同号イ中「3,850円」を「3,750円」に改め、同号イただし書中「4,750円」を「4,550円」に改め、同項第404号イ及び第405号イ中「1,100円」を「1,150円」に改め、同項第405号の2中「650円」を「750円」に改め、同項第405号の3中「講習1時間につき700円」を「1,400円」に改め、同項第406号中「1,100円」を「1,150円」に改め、同項第407号ア中「23,100円」を「23,400円」に改め、同号イ中「19,650円」を「19,500円」に改め、同号ウ中「14,500円」を「14,700円」に改め、同号エ中「21,700円」を「21,500円」に改め、同項第408号中「1,100円」を「1,150円」に改め、同項第409号ア中「14,600円」を「14,550円」に改め、同号イ中「11,800円」を「11,850円」に改め、同号ウ中「9,400円」を「9,650円」に改め、同号エ中「12,750円」を「12,450円」に改め、同項第410号ア中「2,000円」を「1,900円」に改め、同号アただし書中「4,650円」を「4,400円」に改め、同号イ中「1,950円」を「1,750円」に改め、同号イただし書中「2,850円」を「2,550円」に改め、同号ウ中「1,750円」を「1,650円」に改め、同号ウただし書中「3,300円」を「3,100円」に改め、同号エ中「1,050円」を「1,000円」に改め、同項第411号中「2,500円」を「2,500円」に改め、同項第411号の3中「1,000円」を「1,100円」に改め、同項第412号中「2,400円」を「2,350円」に改め、同項第414号の2イ中「6,150円」を「5,100円（認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとし、内閣府令で定める基準に該当する者に対する講習にあっては、7,950円）」に改め、同号イただし書中「1,500円」を「1,800円」に改め、同項第415号中「1,450円」を「1,400円」に改め、同項第416号中「1,000円」を「1,100円」に改め、同項第482号中「交付」の次を「又は同項ただし書の規定に基づく通知」を加え、同項第483号中「（自動車の保管場所の確保等に関する法律）」を「（同法）」に改め、同項第505号中「19,000円」を「17,000円」に改め、同項第516号及び第517号中「37,700円」を「33,900円」に改め、同項第518号及び第519号中「17,000円」を「15,000円」に改め、同項第553号の5の次に次の2号を加える。

(553)の6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の申請に対する審査  
 産業廃棄物処理の特例認定申請手数料 147,000円

(553)の7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の申請に対する審査  
 産業廃棄物処理の特例認定の変更認定申請手数料 134,000円

第2条第1項第576号及び第582号の4中「2,000円」を「1,800円」に改め、同項第620号の3及び第620号の4を次のように改める。

(620)の3及び(620)の4 削除

第2条第1項第621号の4を次のように改める。

(621)の4 削除

第2条第1項第621号の5中「介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法」に改め、同号の次に次の3号を加える。

(621) の5の2 介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可申請  
 介護医療院開設許可申請手数料 63,000円

(621) の5の3 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可申請（構造設備の変更を伴うものに限る。）  
 介護医療院変更許可申請手数料 33,000円

(621) の5の4 介護保険法第108条第1項の規定に基づく介護医療院の開設許可の更新申請  
 介護医療院開設許可更新申請手数料 28,000円

第2条第1項第623号の12中「13,000円」を「12,000円」に改め、同項第623号の13中「1,900円」を「1,700円」に改め、同項第623号の14の5の次に次の3号を加える。

(623) の14の5の2 土壤汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の申請に対する審査  
 汚染土壤処理業譲渡及び譲受申請手数料 70,000円

(623) の14の5の3 土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の合併及び分割の申請に対する審査  
 汚染土壤処理業合併及び分割申請手数料 70,000円

(623) の14の5の4 土壤汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の相続の申請に対する審査  
 汚染土壤処理業相続申請手数料 70,000円

第2条第1項第623号の23中「75,000円」を「67,000円」に改め、同項第624号の2中「1,500円」を「1,600円」に改め、同項第624号の3中「1,000円」を「1,100円」に改める。

第3条の表中「第483号」の次に「（自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項ただし書の規定による通知を行ったときの保管場所標章の交付に係る部分を除く。）」を加える。

別表第5の1の項中「12,800円」を「12,100円」に、「6,000円」を「5,300円」に改め、同表の2の項中「22,800円」を「22,100円」に、「16,000円」を「15,300円」に改める。

別表第16の2の項中「180円」を「160円」に改め、同表の3の項中「220円」を「210円」に、「4円」を「3円」に改め、同表の4の項中「90円」を「80円」に改める。

別表第18 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験の項中「1,600円」を「1,550円」に、「4,400円」を「4,100円」に、「7,050円」を「6,600円」に改め、同表普通自動車免許に係る試験の項中「1,850円」を「1,900円」に、「2,200円」を「2,550円」に、「3,100円」を「3,350円」に改め、同表特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の項中「2,950円」を「2,600円」に、「4,500円」を「4,050円」に改め、同表小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の項中「1,850円」を「1,900円」に改め、同表大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の項中「1,750円」を「1,700円」に、「4,550円」を「4,800円」に改め、同表仮運転免許に係る試験の項中「2,850円」を「2,900円」に、「4,400円」を「4,350円」に改める。

別表第19 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習の項中「2,100円」を「1,950円」に改め、同表法第108条の2第1項第4号に掲げる講習の項中「4,100円」を「4,450円」に、「3,400円」を「3,500円」に、「2,450円」を「2,800円」に改め、同表法第108条の2第1項第5号に掲げる講習の項中「4,100円」を「4,150円」に改め、同表法第108条の2第1項第6号に掲げる講習の項中「1,400円」を「1,500円」に改め、同表法第108条の2第1項第8号に掲げる講習の項中「1,300円」を「1,400円」に改め、同表法第108条の2第1項第9号に掲げる講習の項中「650円」を「750円」に改め、同表法第108条の2第1項第10号に掲げる講習の項中「2,400円」を「2,450円」に改め、同表法第108条の2第1項第12号に掲げる講習の項中「4,650円」を「5,100円」に、「7,550円」を「7,950円」に、「5,650円」を「5,800円」に、「2,000円」を「2,250円」に、「4,300円」を「4,450円」に、「2,400円」を「2,350円」に改め、同表法第108条の2第1項第13号に掲げる講習の項中「13,200円」を「12,500円」に改め、同表法第108条の2第1項第14号に掲げる講習の項中「1,900円」を「2,000円」に改める。

別表第30の1の項中「3,600円」を「3,550円」に、「1,300円」を「1,250円」に改め、同表の3の項及び4の項中

「2,450円」	「2,500円」
「1,950円」	「2,000円」
「1,950円」	「2,000円」

に改め、同表の5の項中「2,000円」を「2,350円」に、「1,950円」を「1,900円」に、「2,500円」を「2,650円」に改め、同表の6の項中「1,750円」を「1,800円」に、「2,100円」を「2,050円」に改め、同表の備考1中「2,450円」を「2,350円」に、「850円」を「900円」に、「1,

050円」を「1,100円」に、「3,100円」を「2,900円」に改め、同表の備考2中「550円」を「500円」に、「350円」を「300円」に改める。  
 別表第31の1の項中「3,600円」を「3,550円」に、「1,300円」を「1,250円」に改め、同表の2の項中「1,350円」を「1,400円」に、「1,250円」を「1,300円」に、「1,300円」を「1,350円」に改め、同表の3の項中「1,250円」を「1,300円」に、「1,200円」を「1,250円」に、「1,100円」を「1,250円」に改め、同表の4の項及び5の項中「1,550円」を「1,600円」に改め、同表の6の項中「1,400円」を「1,500円」に、「1,200円」を「1,250円」に改め、同表の備考1中「2,500円」を「2,400円」に、「3,150円」を「2,850円」に改め、同表の備考2中「250円」を「150円」に、「100円」を「150円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条第1項第621号の4及び第621号の5の改正規定並びに附則第3項、第4項（熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）別表第1手数料の項第563号の10の改正規定に限る。）及び第5項の規定 公布の日
  - (2) 第2条第1項第81号、第82号、第85号、第86号、第90号及び第93号の改正規定 平成30年5月1日
  - (3) 第2条第1項第482号及び第483号の改正規定並びに第3条の表の改正規定 平成30年7月2日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日の前日までの間、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第16条の規定により行われる同法第1条の規定による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に係る手数料については、改正後の第2条第1項（第621号の5の2に係る部分に限る。）の規定の例により徴収するものとする。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 4 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。
 

別表第1	手数料の項	第501号の5	の次に次の2号を加える。	
		501の6	産業廃棄物処理の特例認定申請手数料	
		501の7	産業廃棄物処理の特例認定の変更認定申請手数料	
別表第1	手数料の項	第563号の3	及び第563号の4	を次のように改める。
		563の3	及び563の4	削除
別表第1	手数料の項	第563号の10	削除	
別表第1	手数料の項	第563号の11	の次に次の3号を加える。	
		563の11の2	介護医療院開設許可申請手数料	
		563の11の3	介護医療院変更許可申請手数料	
		563の11の4	介護医療院開設許可更新申請手数料	
別表第1	手数料の項	第564号の13	の次に次の3号を加える。	
		564の13の5の2	汚染土壌処理業譲渡及び譲受申請手数料	
		564の13の5の3	汚染土壌処理業合併及び分割申請手数料	
		564の13の5の4	汚染土壌処理業相続申請手数料	

(熊本県収入証紙条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の日の前日までの間、附則第3項の規定により徴収する手数料については、前項の規定に基づく改正後の熊本県収入証紙条例第2条及び別表第1（手数料の項第563号の11の2に係る部分に限る。）の規定の例により徴収するものとする。

熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第8号

熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

熊本県公立大学法人評価委員会条例（平成17年熊本県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県財産条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第9号

熊本県財産条例の一部を改正する条例

熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）の一部を次のように改正する。ああ

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第7条関係）

区 分		使用料					
		単位	所在地				
			第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	
土地	電柱類を設置する場合	1年	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第8条の規定の例により算定した額				
	電線その他これに類するものを電柱類に設置する場合（電柱類を設置する場合を除く。）	1年	電柱類を設置する場合の使用料の額の範囲内で知事が別に定める額				
	地下埋設物を設置する場合	長さ1メートルにつき1年	外径が0.07メートル未満のもの	29円	26円	25円	24円
			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	41円	38円	35円	34円
			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	61円	56円	53円	51円
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	82円	75円	70円	68円
			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	120円	110円	110円	100円
			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	160円	150円	140円	140円
			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	290円	260円	250円	240円
			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	410円	380円	350円	340円
外径が1メートル以上のもの			820円	750円	700円	680円	
その他の場合	1年	当該土地の台帳価格に100分の4を乗じて得た額に当該土地のうち使用させる部分の面積を乗じて当該土地の面積で除して得た額					
建物	1年	当該建物の台帳価格に100分の7を乗じて得た額と当該建物の建築面積相当の土地の使用料の額との合算額に当該建物のうち使用させる部分の延べ面積を乗じて当該建物の延べ面積で除して得た額					
その他	1年	土地又は建物に準じて知事が別に定める額					

別表備考第1号(3)中「菊池郡大津町」の次に「、阿蘇郡西原村」を加え、同表備考第6号中「その端数」の次に「の面積又は長さ」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、地下埋設物を設置する場合の使用料については、使用料の額の算定に係る長さが0.01メートル未満であるときはその全長を切り捨てて計算し、使用料の額の算定に係る長さに0.01メートル未満の端数があるときはその端数の長さを切り捨てて計算する。

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第10号

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第142条第1項第3号」の次に「及び第4号」を加える。

第6条中「熊本県知事の選挙における」を削り、「第142条第1項第3号」の次に「又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号」を加え、「同号」を「当該各号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第11号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次条」の次に「及び別表第1」を加え、「は市町村長とし、」を「及び」に、「事務は」を「事務は、」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区域内の市町村の執行機関	事務
1 市町村長	国土調査法（昭和26年法律第180号）による同法第2条第1項第3号の地籍調査に関する事務であって規則で定めるもの
2 市町村長	土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの
3 市町村長	市町村の条例による水道法（昭和32年法律第177号）第14条第1項の料金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
4 市町村長	市町村の条例による下水道法（昭和33年法律第79号）第20条第1項の使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 農業委員会	農地法（昭和27年法律第229号）による同法第32条第1項又は第33条第1項の利用意向調査に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中20の項を21の項とし、15の項から19の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の14の項中「年金の支給」を「同条例第19条第1項から第4項までの届出又は同条例第5項の調査」に改め、同項を同表の15の項とし、同表中8の項から13の項を1項ずつ繰り下げ、同表の7の項中「第7条」を「第7条第1項」に改め、「第8条第1項の命令」の次に「、同法第8条の2第1項の命令」を加え、「第14条」を「第14条第1項」に改め、「第15条第1項若しくは第2項の命令」の次に「、同法第15条の2第1項の命令」を加え、「第22条」を「第22条第1項」に改め、「第23条第1項の命令」の次に「、同法第23条の2第1項の命令」を加え、「第38条」を「第38条第1項」に改め、「第39条第1項から第4項までの命令」の次に「、同法第39条の2第1項から第3項までの命令」を加え、「第46条」を「第46条第1項」に改め、「第47条第1項の命令」の次に「、同法第47条の2第1項の命令」を加え、「第56条」を「第56条第1項若しくは第2項」に改め、「第57条第1項若しくは第2項の命令」の次に「、同法第57条の2第1項の命令」を加え、「第58条の12」を「第58条の12第1項」に改め、「第58条の13第1項の命令」の次に「、同法第58条の13の2第1項の命令」を加え、「、同法第66条」を「又は同法第66条」に、「若しくは立入検査」を「、立入検査若しくは質問若しくは」に、「同条例第6項」を「同



第5項」に改め、「又は同条第4項の報告の求め」を削り、同項を同表の8の項とし、同表中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、同表の4の項中「第4条第2項の資料の提出の求め、同法第6条の命令」を「第7条第1項の命令、同法第7条第2項の資料の提出の求め」に、「第9条第1項」を「第29条第1項」に、「若しくは立入検査」を「立入検査若しくは質問」に改め、同項を同表の5の項とし、同表中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、同表の1の項の次に次の1項を加える。

2 土地改良法（昭和24年法律第195号）による同法第18条第16項（同法第68条第4項又は第84条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第2の7の項の改正規定（同項を同表の8の項とする部分を除く。）及び別表第2の4の項の改正規定（同項を同表の5の項とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第12号**

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第89条に次の1項を加える。

7 第2項の規定にかかわらず、自動車取得税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請及び第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車取得税額に相当する現金を知事から得た納付情報により納付する方法により納付しなければならない。

第105条第4項中「次条」を「第106条」に改める。

第105条の次に次の1条を加える。

（自動車税の徴収の方法の特例）

第105条の2 納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請及び次条第1項の規定による申告書又は報告書の提出を行う場合には、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収する。

附 則

この条例は、平成30年7月2日から施行する。

熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第13号**

熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第245号」の次に「。以下「施行令」という。」を加える。

第19条を第21条とし、第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。  
（施行令第6条の22の4第6号の法定外目的税）

第18条 産業廃棄物税は、施行令第6条の22の4第6号の条例で指定する法定外目的税とする。

（施行令第6条の22の9第4号の法定外目的税）

第19条 産業廃棄物税は、施行令第6条の22の9第4号の条例で指定する法定外目的税とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第14号**

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成16年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。次に「、地域密着型通所介護事業」を、「地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、複合型サービス事業」を加え、「及び介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設及び介護医療院」に改める。附則第3項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「介護老人保健施設」を「介護医療院」に改め、「並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなるおその効力を有するもの」とされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法に規定する介護予防通所介護事業を行う事業所」を削る。

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 附則第3項の改正規定（「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める部分に限る。）公布の日
  - (2) 第2条第4号ケの改正規定（「及び介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設及び介護医療院」に改める部分に限る。）及び附則第3項（「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める部分を除く。）の改正規定 平成30年4月1日
  - (3) 第2条第4号ケの改正規定（「及び介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設及び介護医療院」に改める部分を除く。） 平成30年9月1日
- 2 前項第3号に掲げる規定の施行の際現に設置されている介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域密着型通所介護事業又は複合型サービス事業を行う事業所の入浴施設については、改正後の第4条第2項（改正後の第3条第2項各号に掲げる基準に係る部分に限る。）の規定は、前項第3号に掲げる規定の施行の日以後初めて当該入浴施設の増設又は改設が行われるときまでは、適用しない。

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例をここに公布する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第15号**

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 趣旨及び基本方針（第1条—第3条）
- 第2章 人員に関する基準（第4条）
- 第3章 施設及び設備に関する基準（第5条・第6条）
- 第4章 運営に関する基準（第7条—第43条）
- 第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準
  - 第1節 趣旨及び基本方針（第44条・第45条）
  - 第2節 施設及び設備に関する基準（第46条）
  - 第3節 運営に関する基準（第47条—第55条）

附則

第1章 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第11条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 療養床 療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。
- (2) I型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。
- (3) II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。

（基本方針）

第3条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、「居宅サービス事業者（居宅サービス事業者をいう。第45条第2項にお

いて同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に関する基準を設けなければならない。

第4条 介護医療院が有しなればならない従業者及びその員数は、法第111条第2項の規定により厚生労働省令で定めるとおりとする。

- (1) 薬剤師常勤換算方法で、I型入所者の数を150で除した数に、II型入所者の数を300で除した数を加えて得た数以上
- (2) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
- (3) 介護職員常勤換算方法で、I型入所者の数を5で除した数に、II型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適當数
- (5) 栄養士、所定員100人以上の介護医療院にあっては、1以上
- (6) 介護支援専門員1以上（入所者の数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）を標準とする。）
- (7) 診療放射線技師介護医療院の実情に応じた適當数
- (8) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適當数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の「常勤換算方法」とは、介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該介護医療院の従業者の員数を常勤換算する方法をいう。

4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニッタイプ介護医療院（第44条に規定するユニッタイプ介護医療院を併設する場合に限り）を除く。以下この項において同じ。）にユニッタイプ入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護医療院の他の職務に従事する者もこの場合において、当該介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。

6 第1項第1号、第3号から第4号まで及び第6号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所員が19人以下のものをいう。以下この項及び第5条第2項において同じ。）の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

- (1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあっては当該病院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 介護職員常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上とすること。
- (3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適當数とすること。

第3章 施設及び設備に関する基準（施設）

第5条 介護医療院は、法第111条第1項に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) レクリエーション・ルーム
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 汚物処理室

2 前項第1号から第6号までに掲げる施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 談話室 入所者同士又は入所者及びその家族の談話に支障のない広さを有すること。
- (2) 食堂 内のりによる測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。
- (3) 浴室 次に掲げる基準に適合すること。  
ア 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

- イ 一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した浴槽を設けること。
  - (4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
  - (5) 洗面所 身体の不自由な者の利用に適したものとすること。
  - (6) 便所 身体の不自由な者の利用に適したものとすること。
- 3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

第6条

- 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とする。ただし、次のア又はイのいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。
- ア 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (ア) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第32条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (イ) 第32条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- (ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段が建築基準法施行令（昭和25年政令第33号）第123条第1項に規定する避難階段としての構造を有する場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができること。
- (4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危険防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、療養法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条、第30条の4、第30条の1第1項第3、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用すること。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは「いずれか」と読み替えるものとする。
- (5) 階段には、手すりを設けること。
- (6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
- ア 幅は、内のりによる測定で1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- イ 手すりを設けること。
- ウ 常夜灯を設けること。
- (7) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

第2項

- 前項第1号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であって火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材としての難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。
- (3) 避難口の増設、入所者が送ることを容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保により、円滑な避難が可能で、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能であること。
- 第4章 運営に関する基準  
(内容及び手続の説明及び同意)

第7条

介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付



- 4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし、当該入所者が内容等を記録しなくてはならない。
- 5 前項の記録に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の協力を得なければならない。
- 6 介護医療院は、入所者の退所の際には、当該入所者又はその家族に対し適切な指導者を行おうとする情報提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報提供その他健康に医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- (サービスの提供の記録)
- 第13条 介護医療院は、入所の際には入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所の際には退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。
- 2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。
- (利用料等受領)
- 第14条 介護医療院は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービスに係る介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービスに係る費用に第2条第1項第1号に規定する額を超過する額を除く。）に該当しない介護医療院サービスを提供したとき、当該施設サービスに該当する介護医療院サービスに支払われる額を、当該施設サービスに該当する介護医療院サービスに支払われる額と見做すこととする。
- 2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供したとき、当該施設サービスに該当する介護医療院サービスに支払われる額と施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。
- (2) 居住者に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。
- (3) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生省令第5号以下「基準省令」という。）第14条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 基準省令第14条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第14条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 介護医療院は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
- (保険給付請求のための証明書交付)
- 第15条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。
- (介護医療院サービスの取扱方針)
- 第16条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切かつ適切に行わなければならない。
- 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

- 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、入所者又はその家族に対し療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該介護医療院サービスの提供を受ける入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 8 介護医療院は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 9 介護医療院は、その提供する介護医療院サービスの質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその介護医療院サービスの質の改善を図るよう努めなければならない。
- （施設サービス計画の作成）
- 第17条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第28条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握（次項及び第9項において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して入所者及びその家族支援に十分説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、当該入所者の家族の希望を勘案して、当該入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの提供上の留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービスの計画の原案の内容について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的アセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、定期的に、入所者に面接し、かつ、モニタリングの結果を記録しなければならない。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (1) 入所者が要介護更新認定を受けた場合
  - (2) 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。
- （診療の方針）



- 第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 診療は、一般に医師として必要がある認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当かつ適切に行うこと。
  - (2) 診療に当たっては、常に医学的立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行うこと。
  - (3) 常に入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
  - (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当かつ適切に行うこと。
  - (5) 特殊な療法、新しいる療法等については、基準省令第18条第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定めるもの以外には行わないこと。
  - (6) 基準省令第18条第1項第6号には規定する厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、医薬品、医療機器等第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。
- (必要な医療の提供が、困難な場合等の措置等)
- 第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状から当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院（当該介護医療院との間で、第34条及び第35条において同じ。）その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求めるとして、適切な措置を講じなければならない。
- 2 介護医療院の医師は、みだりに入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させなければならない。
- 3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合は、当該往診又は通院に係る病院若しくは診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- 4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報に基づき適切な診療を行わなければならない。
- (機能訓練)
- 第20条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。
- (看護及び医学的管理の下における介護)
- 第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じて適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしななければならない。
  - 3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
  - 4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
  - 5 介護医療院は、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
  - 6 介護医療院は、前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
  - 7 介護医療院は、入所者に対して、当該入所者の負担により当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。
- (食事)
- 第22条 介護医療院は、栄養並びに入所者の身体状況、病状及び嗜好（し）好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。
- 2 入所者の食事は、入所者が可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援するよう努めなければならない。
  - 3 介護医療院は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
  - 4 介護医療院は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。
- (相談及び援助)
- 第23条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、それらに対し必要な助言その他の援助を行わなければならない。
- (その他のサービスの提供)
- 第24条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーションを行うよう努めるものとする。
- 2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。



- (入所者に関する市町村への通知)
- 第25条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
- (1) 正当な理由がなく、介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
- (管理者による管理)
- 第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。
- (管理者の責務)
- 第27条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
  - 3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りでない。
- (計画担当介護支援専門員の責務)
- 第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
  - (2) 入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
  - (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
  - (4) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。
  - (5) 第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった措置の記録を行うこと。
- (運営規程)
- 第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第35条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）
  - (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
  - (6) 非常災害対策
  - (7) その他施設の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)
- 第30条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。
- 2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
  - 3 介護医療院は、従業者が資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。
- (定員の遵守)
- 第31条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (非常災害対策)
- 第32条 介護医療院は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 介護医療院は、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
  - 3 介護医療院は、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受入れに努めなければならない。
- (衛生管理等)

第33条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置及びまん延の防止のための対策を看護職員その他の従業者に対する啓発活動等を通じて実施すること。

(2) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定めること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための必要な研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第33条第2項第4号の規定により厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3の規定による人体からの排出物とあるのは「人体からの排出物」と、同条第2項中「法第15条の2の規定による人体からの排出物とあるのは「人体からの排出物」と、第9条の9第1項中「法第15条の2の規定による人体からの排出物とあるのは「人体からの排出物」と、第9条の12中「法第15条の2の規定による人体からの排出物とあるのは「人体からの排出物」と、第9条の13中「法第15条の2の規定による人体からの排出物とあるのは「人体からの排出物」とする。

(1) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務

(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務

(3) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

(協力病院)

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力病院を定めおかななければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該介護医療院との間で、入所者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(揭示)

第35条 介護医療院は、当該介護医療院の建物内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第36条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ておかななければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者には当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第38条 介護医療院は、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、その行った処遇に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村の職員が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 介護医療院は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体

連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項において同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から求めがなければならない。この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがなかったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

（地域との連携等）

第39条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、入所者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

3 介護医療院は、その運営に当たっては、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を定めること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について従業者に対し周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会を定期的開催するとともに、従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

（会計の区分）

第41条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

第42条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する記録を備え置かななければならない。

2 介護医療院は、入所者に関する次に掲げる記録を、当該入所者の施設サービス計画とともに、介護医療院サービスの提供の終了の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第2条第4項の規定による居室において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(2) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

（暴力団員等の排除）

第43条 介護医療院は、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（次項において「暴力団員等」という。）から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、介護医療院は、暴力団員等を介護医療院の管理者としてはならない。

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 趣旨及び基本方針

（この章の趣旨）

第44条 第1章、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第46条及び第50条において同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（ユニット型介護医療院の基本方針）

第45条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下

における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をすることにより、各ユニットに必要となる設備を整備し、自立した日常生活を営むことを支援するものとする。

2 市町村、居宅介護支援事業者、地域及び入居者の家庭との結び付きを重視した運営を行い、療養サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第46条 ユニット型介護医療院は、法第111条第1項に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) サービス・ステーション
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室

2 前項第1号及び第2号に掲げる施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニットの入り居定員は、おおむね10人以下とする。次の区分に応じ、それぞれ定める基準に適合すること。

ア 共同生活室 次に掲げる基準に適合すること。  
(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の必要設備及び備品を備え得る面積以上を標準とすること。

イ 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。  
(ア) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。  
(イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとする。

ウ 便所 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。  
(2) 浴室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 身体の不自由な者の入浴に適したものとする。入浴に適した浴槽を設けること。  
イ 一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に供するものでなければ

3 第1項第2号の浴室は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のア又はイのいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

ア 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。  
イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第55条において準用する第32条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第55条において準用する第32条第2項に規定する訓練については、第55条において準用する第32条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段が建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造を有する場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することとする。

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、医療施設防止規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか」とあるのは「いずれか」と読み替えるものとする。

(5) 階段には、手すりを設けること。  
 (6) 廊下の構造は、次のとおりとする。ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすることができる。

イ 手すりを設けること。  
 ウ 常夜灯を設けること。  
 (7) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

5 (8) 消防設備その他非常災害に対処するために必要な設備を設けること。前項第1号の規定にかかわらず、火災予防、消防活動等に関する専門的知識を有する者の意見に従って、必要となる設備を確保されているものと認めるときは、この限りでない。

(1) スプリンクラー設備は、天井等における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制を考慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能であること。

(3) 避難口の増設、入居者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能となること。また、避難訓練を頻りに実施すること。配置人員を増員するに等しいこと。

(利用料等の受領)

第47条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供するときには、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費用（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費用が規定する食費の負担限度額）とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費用（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費用が規定する居住費の負担限度額）とする。）

(3) 基準省令第46条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第46条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代  
 (6) 前生活各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第46条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型介護医療院は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して、説明を行い、入居者の同意を得なければならない。この場合においては、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第48条 介護医療院サービスは、入居者が有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自主的な日常生活を営むことができるようとするため、施設サービス計画に基づき入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を担って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

- 4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止を図るよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握し、適切な対応を行う必要がある。
- 5 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に応じて、入居者が日常生活における家事を、それぞれの役割を担って行うよう、適切に支援しなくてはならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、入居者が身体を清潔に保つこと、精神的に快適な生活を営むこと、入居者が自立した生活を営むこと、入居者が相互に社会的関係を築くこと、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなくてはならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重し、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなくてはならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなくてはならない。
- 9 ユニット型介護医療院は、地域の特色を生かした食事を提供し、その他の食育を推進するよう努めなくてはならない。
- 第50条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなくてはならない。
- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、症状、置かれている環境等に応じて、適切な方法により自立した生活に必要な支援を行わなくてはならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するよう、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう、必要な時間を確保しなくてはならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重し、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなくてはならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなくてはならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、地域の特色を生かした食事を提供し、その他の食育を推進するよう努めなくてはならない。
- 第51条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的にこれらの活動を支援しなくてはならない。
- 2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなくてはならない。
- (運営規程)
- 第52条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなくてはならない。









(7) 緊急時等における対応方法

第37条に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第46条第9項の表介護老人保健施設の項の次に次のように加える。

介護医療院	栄養士	栄養士
	調理員	調理員
	事務員その他の従業者	事務員その他の職員

附則第5条、第6条及び第7条中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第69号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準(第43条―第47条)」を「

第5節 共生型居宅サービスに関する基準(第42条の3・第42条の4) に、「第

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準(第43条―第47条) 」

5節 削除」を「第5節 共生型居宅サービスに関する基準(第115条・第116条)」

に、「第6節 基準該当居宅サービスに関する基準(第184条―第190条)」を「

第6節 共生型居宅サービスに関する基準(第183条の2・第183条の3) に改

第7節 基準該当居宅サービスに関する基準(第184条―第190条) 」

に改

める。

第2条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 共生型居宅サービス法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本

文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第11条中「居宅介護支援事業者」の次に「(法第8条第24項に規定する居宅介護

支援事業を行う者をいう。以下同じ。)」を加える。

第14条中「熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

(平成26年熊本県条例第56号。第167条において「指定居宅介護支援等基準条例」

という。)第16条第9号」を「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基

準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第13

条第9号」に改める。

第15条第1項中「提供する者」の次に「(以下「居宅介護支援事業者等」という。)」

を加える。

第29条第3項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、

第2号の次に次の1号を加える。

(3) 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の

服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報

の提供を行うこと。

第36条の次に次の1条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第36条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定

居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準第2条第1項に規定する指定居宅介護

支援事業所をいう。第167条第2項において同じ。)の介護支援専門員又は居宅要

介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。)に対して、

利用者に必要のないサービスを位置づけるよう求めることその他の不当な働きかけを

行ってはならない。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第42条の3 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共

生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(障害者日常生活及び

社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この条及び

福祉サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊

本県条例第76号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。)第6条第1項

に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者総合支援法第5

条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。)に係る指定障害福

祉サービス(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サ

ービスをいう。第1号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に

関して満たすべき基準は、



















なければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第45条第1項ただし書を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、

第47条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、

第7項の次に次の1項を加える。  
8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措

置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。  
附則第6条から第10条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月

31日」に改める。  
第6条 熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

(熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第73号)の一部を次のように改正する。

第4条第7項ただし書中「)及び」を「以下この項において同じ。)に」に改め、「

場合の」の次に「指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の」

を加える。  
第17条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項

の次に次の1項を加える。  
6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を

講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。  
第48条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、

第7項の次に次の1項を加える。  
8 ユニット型介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる

措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。  
附則第9条から第12条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月

31日」に改める。  
附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条中熊本県指定居

宅サービス等第3条第1号の改正指

第2条 この条例の施行の際現に介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サ

ービス等(以下この条において「旧指

定居宅サービス」という。)第90条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、

看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、

看護師及び第95

条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

(看護職員が行う指定介護予防サ

ービス等(以下この条において「旧指

定居宅療養管理指導のうち、看護

なおその効力を有する。

熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第17号**

熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
(熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第67号)の一部を次のように改正する。  
第13条第6項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第16項の表介護老人保健施設の項の次に次のように加える。

介護医療院	栄養士	栄養士
	調理員	調理員
	事務員その他の従業者	事務員その他の職員

第17条に次の1項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第12条第14項の表以外の部分中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を、同項の表中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第18条に次の1項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第18号**

熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を廃止する条例

熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成26年熊本県条例第56号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第19号**

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第76号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条—第49条）」  
「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2—第44条の4）」  
を 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条—第49条）」  
に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条—第98条）」を  
第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2—第95条の5）  
第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条—第98条）」に、  
「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）」を  
第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2—第110条の4）  
第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）」  
に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条—第151条）」  
を 「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2—第149条の4）」  
第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条—第151条）」  
に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条—第161条）」  
を 「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条の2—第159条の4）」  
第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条—第161条）」  
に、「第168条」を「第167条の2」に、 「第5節 基準該当障害福祉サービス  
第13章 共同生活援助  
「第5節 基準該当障害福祉サービス  
第13章 就労定着支援  
第1節 基本方針（第194条の2  
第2節 人員に関する基準（第19  
第3節 設備に関する基準（第19  
第4節 運営に関する基準（第19  
第14章 自立生活援助  
第1節 基本方針（第194条の1  
第2節 人員に関する基準（第19  
第3節 設備に関する基準（第19  
第4節 運営に関する基準（第19  
第15章 共同生活援助  
に関する基準（第191条—第194条）」を  
に、 「第4節 運営に関する基準（第19  
第5節 外部サービス利用型指定共  
3）  
4条の14・第194条の15）  
4条の16）  
4条の17—第194条の20）  
」  
「第4節  
第5節  
第1款  
第2款  
第3款  
第4款  
第6款 外  
を  
8条の2—第201条）  
同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」  
運営に関する基準（第198条の2—第201条）  
日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関  
この節の趣旨及び基本方針（第201条の2・第201条の3）  
人員に関する基準（第201条の4・第201条の5）  
設備に関する基準（第201条の6）

運営に関する基準（第201条の7—第201条の11）  
部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

に、「第201条の2・第201条の3」を「第201条の12・第201条の13」に、「第201条の4・第201条の5」を「第201条の14・第201条の15」に、「第201条の6」を「第201条の16」に、「第201条の7—第201条の12」を「第201条の17—第201条の22」に、「第14章 多機能型に関する特例（第202条・第203条）」を「第16章 多機能型に関する特例（第202条・第203条）」に改め、「第15章 削除」を削り、「第16章」を「第17章」に改める。

第2条第2項第6号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、指定通所支援基準条例第81条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加える。

第3条第1項及び第6条第1項中「第13章」を「第15章」に改める。

第49条第1項及び第2項中「前節」を「第4節」に改める。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第44条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第69号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第44条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第44条の4 第5条（第3項及び第4項を除く。）、第6条第2項及び第3項、第7条並びに前節（第44条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第80条第1項第2号中「第16章」を「第17章」に改める。

第87条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害



- (1) 児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第 202 条第 2 項に規定する児童発達支援事業所をいう。）又は児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第 202 条第 2 項に規定する児童発達支援事業所をいう。）の従業員数が当該児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第 202 条第 2 項に規定する児童発達支援事業所をいう。）の従業員数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。
- (2) 児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第 202 条第 2 項に規定する児童発達支援事業所をいう。）又は児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第 202 条第 2 項に規定する児童発達支援事業所をいう。）の食堂及び機能訓練室（指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第 99 条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。
- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- 第 9 5 条の 4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）及び指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項若しくは第 171 条第 1 項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数並びに共生型生活介護、共生型自立訓練（
- (1) 児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第 202 条第 2 項に規定する児童発達支援事業所をいう。）又は児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第 202 条第 2 項に規定する児童発達支援事業所をいう。）の従業員数が当該児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第 202 条第 2 項に規定する児童発達支援事業所をいう。）の従業員数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。
- (2) 児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第 202 条第 2 項に規定する児童発達支援事業所をいう。）又は児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第 202 条第 2 項に規定する児童発達支援事業所をいう。）の食堂及び機能訓練室（指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第 99 条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。
- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- 第 9 5 条の 4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）及び指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項若しくは第 171 条第 1 項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数並びに共生型生活介護、共生型自立訓練（

機能訓練) (第149条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練) (第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第55条の3に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第78条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人以下であること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。)が登録定員の2分の1に相当する数から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人)までの範囲内であること。

登録定員の人数	人数
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合において指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条及び前節(第95条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第100条第1項第2号中「規定する指定共同生活援助事業者」の次に「、第201





得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。  
 (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービス利用者数及び共生型短期入所利用者数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要なサービスを提供するに当たっては、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  
 (準用)

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条の2まで、第52条、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第78条、第79条、第92条から第94条まで、第99条及び前節(第109条及び第110条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第114条第4項中「専任かつ」を削る。  
 第120条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。  
 第121条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」という。)」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に、同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第142条中「、施行省令第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。  
 第149条中「第88条」を「第87条の2」に改める。  
 第150条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護等」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。  
 第8章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準  
 (共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)  
 第149条の2 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者数を指定通所介護等の利用者数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第149条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員が29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下であること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員が登録定員の2分の1に相当する数から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内であること。

登録定員の人数	人数
26人又は27人	16人
28人	17人

29人	18人
-----	-----

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合において指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節（第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第152条中「、施行省令第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第159条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第160条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第9章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第159条の2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第159条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員が29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下であること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員が登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内であること。

登録定員の人数	人数
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であること。

した場合において指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。  
 (5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第10章第4節中第168条の前に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第167条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第172条中「第86条」の次に「、第87条、第88条」を加える。

第16章を第17章とし、第15章を削る。

第202条第1項中「（指定通所支援基準条例第6条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）」及び「（指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）」を削る。

第14章を第16章とする。

第196条第1項第2号ア中「この号」を「この章」に改める。

第199条第5項中「家事等」の次に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」を加える。

第201条の12中「第201条の12」を「第201条の22」に改め、第13章第5節第4款中同条を第201条の22とし、第201条の8から第201条の11までを10条ずつ繰り下げる。

第201条の7第1項中「第201条の9」を「第201条の19」に改め、同条を第201条の17とする。

第13章第5節第3款中第201条の6を第201条の16とする。

第13章第5節第2款中第201条の5を第201条の15とし、第201条の4を第201条の14とする。

第13章第5節第1款中第201条の3を第201条の13とする。

第201条の2中「前節」を「第4節」に、「第201条の12」を「第201条の22」に、「第201条の4第1項」を「第201条の14第1項」に改め、同条を第201条の12とする。

第13章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第201条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に有しなければな

らない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯においては、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上
- (2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯においては、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数  
イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数  
ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数  
エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

- (3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数  
ア 30以下 1以上  
イ 31以上 利用者の数から30を控除して得た数を30で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第201条の5 第197条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

#### 第3款 設備に関する基準

（設備）

第201条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族若しくは地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一の建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一の建物の入居定員の合計は20人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした場合であつて、当該共同生活住居を改築するとき（知事が特に必要があると認めるときに限る。）は、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員は、2人以上30人以下とすることができる。この場合において、当該共同生活住居の改築時の入居定員の数を上限とする。

7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

8 前項のユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

9 第7項のユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 一の居室の面積（収納設備等を除く。）は、7.43平方メートル以上とする



決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第13章を第15章とし、第12章の次に次の2章を加える。

### 第13章 就労定着支援

#### 第1節 基本方針

第194条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行省令第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行省令第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第194条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に有しなければならない就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じ、当該各号に定める員数のサービス管理責任者を置くこととする。

(1) 60以下 1以上

(2) 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第194条の4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

#### 第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第194条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

#### 第4節 運営に関する基準

（サービス管理責任者の責務）

第194条の6 サービス管理責任者は、第194条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第194条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者又はその家族等に対しても、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより、当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第194条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第194条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 苦情解決の手続に関する事項

(9) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第194条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を備え置かなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第20条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

(2) 次条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する就労定着支援計画

(3) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第43条の2、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第14章 自立生活援助

## 第1節 基本方針

第194条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 30以下 1以上

イ 31以上 利用者の数から30を控除して得た数を30で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第194条の15 第52条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

## 第3節 設備に関する基準

（準用）

第194条の16 第194条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

## 第4節 運営に関する基準

（実施主体）

第194条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

（定期的な訪問による支援）

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（随時の通報による支援等）

第194条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

（準用）

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第43条の2、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の2



0において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

附則第4項、第5項及び第6項中「第201条の6」を「第201条の16」に改める。

附則第10項中「第201条の12」を「第201条の22」に改める。

附則第13項の前の見出し中「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同項中「第199条第5項」の次に「及び201条の8第4項」を、「指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第14項中「第199条第5項」の次に「及び第201条の8第4項」を、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「当該指定共同生活援助事業所」の次に「又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第15項中「第196条」の次に「及び第201条の4」を加え、「同条」を「第196条」に改め、「エまで」の次に「及び第201条の4第2項第2号イからエまで」を加える。

(熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)  
第2条 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附則第7項中「改正前の児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加える。

(熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第78号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「規定する児童発達支援をいう。以下同じ。」を「規定する児童発達支援をいう。」に、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ。」を「医療型児童発達支援をいう。」に、「放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）」の事業を「放課後等デイサービスをいう。）」の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）」の事業に、「同条第5項」を「同条第6項」に、「保育所等訪問支援をいう。以下同じ。」を「保育所等訪問支援をいう。」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第44条の2 生活介護事業者は、障害者職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第51条中「、施行省令第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第55条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第56条中「、施行省令第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第60条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第69条中「第43条」の次に「、第44条、第45条」を加える。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第38条第1項の指定を受けている第2条の規定による改正前の熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第6条及び第10条に規定する指定障害者支援施設については、第2条の規定による改正後の熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

に公布する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第20号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例  
(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第69条第6項第8号を次のように改める。

(8) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第85条において同じ。)

第69条第12項、同条第18項第7号、第85条第13項第7号及び同条第16項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第2条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第82号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当通所支援に関する基準(第56条一第61条の2)」を「

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準(第55条の3一第55条の6) に、「

第6節 基準該当通所支援に関する基準(第56条一第61条の2) 」に、「

第63条・第64条」を「第63条一第64条」に、「第5節 基準該当通所支援に

「第5節 共生型障害児通所支援に関する基

第5章 居宅訪問型児童発達支援

に関する基準(第79条一第81条) を

第1節 基本方針(第81条の2)

第2節 人員に関する基準(第81条の3)

第3節 設備に関する基準(第81条の5)

第4節 運営に関する基準(第81条の6)

第6章 保育所等訪問支

援(第78条の2)

第79条一第81条)

第81条の4) に、「第6章」を「第7章」に改める。

一第81条の9)

第1条中「第21条の5の15第2項第1号並びに第21条の5の18第1項及び第2項」を「第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項」に改める。

第2条第2項第2号中「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改め、同項第3号中「第21条の5の28第3項」を「第21条の5の29第3項」に改め、同項第4号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、第81条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加える。

第3条第3項中「第21条、第50条及び第73条において」を「以下」に改める。

第4条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第6条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号。以下「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」という。))第27条第3項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)、中たは、通常課程の12年学校教育を修了した者(通常課程以外に、これに相当する学校教育を受けた者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。以下この条、第56条、第73条及び第79条において同じ。)」に改め、同項第2号中「熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号。以下「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」という。))」を「児童福祉施設指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項に次のたし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第6条第3項第2号を次のように改める。

















に改正する。  
 第7条第1号中「アからクまで、コ及びサに掲げる施設、団体又は事業所」は、  
 県内に所在するものに限る。」を削り、「において、他種の養成施設」の次に「（保健師、  
 助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の免許を有する者が、当該免  
 許以外の看護職員の免許を取得するために進学する養成施設をいう。以下同じ。）」を  
 加え、「保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）」を「（施設  
 等のうち規則で定める市町村に所在するア（ア）から（サ）までに掲げる施設、団体又は事  
 業所（第11条第2号において「特定施設等」という。）においては3年間）看護職員」に、  
 「キ」を「ア（キ）」に、「ク」を「ア（ク）」に改め、同号アからウまでを次のように改め  
 る。

- ア 県内の市町村内に所在する次に掲げる施設、団体又は事業所
  - (ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型  
障害児入所施設
  - (イ) 児童福祉法第6条の2の2第3項の規定により厚生労働大臣が指定した独立  
行政法人国立病院機構の設置する医療機関
  - (ウ) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定により許可を受けた病床  
数が200床未満の病院
  - (エ) 医療法第7条の規定により許可を受けた病床数のうち、精神病床数が80パ  
ーセント以上を占める病院
  - (オ) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33第1項第4  
号の規定の適用を受ける国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院
  - (カ) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
  - (キ) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に規定する  
特定町村
  - (ク) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健  
康包括支援センター
  - (ケ) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人  
保健施設
  - (コ) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
  - (サ) 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居  
宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事  
業所

イ 県内の市町村（熊本市を除く。）内に所在する医療法第7条の規定により許可を  
 受けた病床数が200床以上の病院

ウ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第16  
 7号）第11条第1号に規定する施設

- 第7条第1号エからサまでを削り、同条に次の2項を加える。
  - 2 修学生が養成施設を卒業後引き続き看護職員の業務に従事した施設等（この項及び第  
 11条第2号において「当初施設等」という。）から引き続き他の施設等において看護  
 職員の業務に従事した場合、それぞれの施設等において看護職員の業務に従事した期  
 間を規則で定める方法により計算した期間当初施設等において看護職員の業務に従事し  
 たとみなして、前項の規定を適用する。
  - 3 修学生が養成施設を卒業後引き続き第1項第1号ア（ウ）に掲げる施設において看護職  
 員の業務に従事している期間中に当該施設が病床数の増加により同号イに掲げる施設に  
 該当することとなった場合又は同号イに掲げる施設において看護職員の業務に従事して  
 いる期間中に当該施設が病床数の減少により同号ア（ウ）に掲げる施設に該当することと  
 なかった場合は、規則で定める方法により計算した期間病床数の増加又は減少前  
 の施設において看護職員の業務に従事したとみなして、第1項の規定を適用する。

第9条第2号中「看護職員の」を削る。  
 第11条第2号中「業務従事期間」を「看護職員の業務に従事した期間（第7条第2項  
 に該当する場合は同項に規定する規則で定める方法により計算した期間）」に改め、「2  
 分の5」の次に「（看護職員の業務に従事した施設等が特定施設等のみであった場合又は  
 当初施設等が特定施設等であった場合は2分の3）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本県看護師等修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行  
 の日（以下「施行日」という。）以後に貸与契約を締結した者（施行日前に貸与契約を  
 締結し、かつ、施行日以後に貸与契約を締結した者を含む。）について適用し、施行日  
 前に貸与契約を締結した者については、なお従前の例による。

熊本県国民健康保険法施行条例をここに公布する。  
 平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第22号  
 熊本県国民健康保険法施行条例  
 目次  
 第1章 総則（第1条）

第2章 熊本県国民健康保険運営協議会（第2条—第9条）  
 第3章 熊本県国民健康保険保険給付費等交付金（第10条）  
 第4章 熊本県国民健康保険事業費納付金（第11条—第24条）  
 第5章 雑則（第25条）  
 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 熊本県国民健康保険運営協議会

（設置）

第2条 法第11条第1項の規定に基づき、熊本県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- (2) 法第82条の2第1項の規定による国民健康保険運営方針の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

（組織）

第4条 協議会の委員の定数は、11人とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2人

3 委員は、知事が任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第6条 協議会の会長は、公益を代表する委員のうちから、全委員の選挙によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等を代表する委員各1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（委任）

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第3章 熊本県国民健康保険保険給付費等交付金

（熊本県国民健康保険保険給付費等交付金の交付）

第10条 県は、法第75条の2第1項の規定により、市町村に対し、熊本県国民健康保険給付費等交付金を交付する。

2 前項の熊本県国民健康保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

3 前項の普通交付金は、毎年度、市町村に対し、算定政令第6条第2項に規定する費用に応じ、知事が別に定めるところにより交付する。

4 第2項の特別交付金は、毎年度、市町村に対し、当該市町村の財政状況に応じ、次に掲げる額の合算額を、知事が別に定めるところにより交付する。

- (1) 算定政令第6条第6項各号（第3号を除く。）に掲げる額の合算額
- (2) 法第72条の2第1項の規定により一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額のうち、国民健康保険事業の運営の安定化のために国民健康保険料又は国民健康保険税の収納率の向上、医療費の適正化に努めていることその他特別の事情がある市町村への交付に充てる額

第4章 熊本県国民健康保険事業費納付金

（熊本県国民健康保険事業費納付金の徴収）

第11条 県は、法第75条の7第1項の規定により、毎年度、市町村から、熊本県国民

健康保険事業費納付金を徴収する。  
(医療費指数反映係数)

第12条 算定政令第9条第1項第2号イの医療費指数反映係数は、0以上1以下の範囲内において知事が定める数とする。

(年齢調整後医療費指数)

第13条 算定政令第9条第1項第2号ロの年齢調整後医療費指数は、同条第4項第1号に掲げる値とする。

(一般納付金所得係数)

第14条 算定政令第9条第1項第3号イ(1)の一般納付金所得係数は、同条第5項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が定める数とする。

(一般納付金所得等割合)

第15条 算定政令第9条第1項第3号イ(2)の一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第6項第1号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第16条 算定政令第9条第1項第3号ロの一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第7項第2号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数)

第17条 算定政令第9条第7項第2号イ(2)の一般納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が定める数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第18条 算定政令第10条第1項第2号イ(1)の後期高齢者支援金等納付金所得係数は、同条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が定める数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第19条 算定政令第10条第1項第2号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第4項第1号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第20条 算定政令第10条第1項第2号ロの後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第5項第2号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数)

第21条 算定政令第10条第5項第2号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が定める数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第22条 算定政令第11条第1項第2号イ(1)の介護納付金納付金所得係数は、同条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が定める数とする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第23条 算定政令第11条第1項第2号イ(2)の介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第4項第1号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第24条 算定政令第11条第1項第2号ロの介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第5項第1号に掲げる数とする。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(熊本県国民健康保険調整交付金条例及び熊本県国民健康保険運営協議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 熊本県国民健康保険調整交付金条例 (平成17年熊本県条例第73号)

(2) 熊本県国民健康保険運営協議会条例 (平成29年熊本県条例第31号)

(経過措置)

3 法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等が県内に住所を有する場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条	同条第4項第1号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第9条第4項第1号
第14条	同条第5項第1号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第9条第5項第1号
	同項第2号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される同項第2号
第15条	同条第6項第1号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第9条第6項第1号

第18条	同条第3項第1号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第10条第3項第1号
	同項第2号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される同項第2号
第19条	同条第4項第1号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第10条第4項第1号

熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例及び熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県条例第23号

熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例及び熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

(熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正)

第1条 熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例(平成14年熊本県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第68条の2第1項に規定する広域化等支援方針の作成、当該方針に定める施策の実施その他」を削る。

(熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第2条 熊本県国民健康保険財政安定化基金条例(平成28年熊本県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(交付事業を行う特別の事情)

第7条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)第17条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情で、多数の被保険者の生活に著しい支障を及ぼすと認められるものとする。

(1) 災害

(2) 地域の企業の倒産又は主要な生産物の価格の著しい低下

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が認める事情

(財政安定化基金拠出金の徴収)

第8条 知事は、算定政令第22条第1項の財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)を、同令第17条第1項に規定する基金事業交付金の交付を受けた市町村(以下「交付市町村」という。)から徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、交付市町村から申出があったときは、あらかじめ、交付市町村以外の全市町村から意見を聴いた上で、全市町村から拠出金を徴収することができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県条例第24号

熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

熊本県旅館業法施行条例(昭和33年熊本県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な照度を満たすものとする。

第4条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号ウを次のように改める。

ウ 寝具類は、適切に洗濯、管理等を行うこと。

第4条第1項第5号を同項第4号とし、同項第6号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号中「こん虫」を「衛生害虫」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「感染性の病気」を「感染症」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「感染性の病気」を「感染症」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号を削り、同条第2項を削る。

第6条第1項中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」

を「旅館・ホテル営業」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 玄関帳場その他これに類する設備は、宿泊者（宿泊しようとする者を含む。以下この号において同じ。）の出入りを容易に見ることができ、かつ、宿泊者と従業員が直接面接できる構造であること。

第6条第1項第3号を同項第1号とし、同項第4号ア及びイを次のように改める。

ア 外気に面して開放することのできる換気口を設ける等自然換気設備により衛生的な空気環境を十分に確保するか、又は内部の汚染空気の排除、温度及び湿度の調整等を行うため適当な機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給（排出を含む。以下同じ。）をすることができる設備をいう。）若しくは空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給をすることができる設備をいう。）を設けること。

イ 窓等により自然光線が十分に採光できる構造とすること。

第6条第1項第4号中ウ及びエを削り、同号を同項第2号とし、同項第5号ア中「有する」を「設ける」に改め、同号エを次のように改める。

エ 浴槽、洗い場の床及びサウナ室は、清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。また、浴槽は、必要に応じて手すり及び内側に階段を設けること。

第6条第1項第5号中オからキまでを削り、同号ク(ア)中「男女を区別し」を「宿泊者の入浴に支障のない措置を講じた場合を除き、男子用及び女子用にそれぞれ区分し」に改め、同号中クをオとし、同号ケ(ア)を次のように改める。

(ア) サウナ室は、宿泊者の入浴に支障のない措置を講じた場合を除き、男子用及び女子用にそれぞれ区分して設けること。

第6条第1項第5号中ケ(イ)を削り、ケ(ウ)をケ(イ)とし、ケ(エ)をケ(ウ)とし、ケ(オ)をケ(エ)とし、ケをカとし、同号を同項第3号とし、同項第6号ア及びイ中「有する」を「設ける」に改め、同号ウ本文中「共同便所」を「適当な数の共同便所」に改め、同号オを削り、同号を同項第4号とし、同項第7号イを次のように改める。

イ 共同洗面所を設ける場合、その洗面設備の給水栓は、適当な数を有すること。

第6条第1項第7号を同項第5号とし、同項第8号中「収容定員の数以上」を「宿泊者の定員に応じて十分な数」に改め、同号を同項第6号とし、同項第9号を同項第7号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同項第1号中「第1項第4号から第9号まで」を「第1項第2号から第7号まで」に改め、「（同項第4号エに規定する基準を除く。）」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。

第6条第3項第3号を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に改め、同項第1号中「第1項第4号から第8号まで」を「第1項第2号から第6号まで」に改め、「（同項第4号エに規定する基準を除く。）」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。

第6条第4項第3号を削り、同項を同条第3項とする。

第7条中「前条第1項から第3項までに掲げる基準」を「前条第1項若しくは第2項に規定する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県条例第25号

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第18条の3第1項中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者（法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。）を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続



平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第28号**

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本県道路占用料徴収条例（昭和43年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料			
		単位	所在地		
			甲地	乙地	丙地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	700	650	630
	第二種電柱		1,100	1,000	970
	第三種電柱		1,500	1,400	1,300
	第一種電話柱		630	580	570
	第二種電話柱		1,000	930	900
	第三種電話柱		1,400	1,300	1,200
	その他の柱類		63	58	57
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6	6	6
	地下に設ける電線その他の線類		4	4	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	610	570	550
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	380	350	340
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300	1,200	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		530	490	480
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	900	580
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,200	1,100	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	26	25	24
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		38	35	34
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		56	53	51
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		75	70	68
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110	110	100
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		150	140	140
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		260	250	240

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		380	350	340	
	外径が1メートル以上のもの		750	700	680	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,200	1,100	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額			
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額			
	上空に設ける通路		880	450	290	
	地下に設ける通路		530	270	170	
	その他のもの		1,300	1,200	1,100	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	18	9	6	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	180	90	58	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180	90	58
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	900	580
	標識		1本につき1年	1,000	930	900
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18	9	6
		その他のもの	1本につき1月	180	90	58
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18	9	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180	90	58
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800	900	580
その他のもの			880	450	290	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,200	1,100	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額			
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	180	90	58	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			130	120	110	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額			



	地下（トンネルのもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額		
	上の地下を除く。）に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額		
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額		

別表備考第2号(2)中「菊池郡大津町」の次に「、阿蘇郡西原村」を加え、同表備考第8号中「1平方メートル又は1メートル」を「0.01平方メートル又は0.01メートル」に、「面積又は長さ」を「全面積又は全長」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「切り捨てて」に、「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル又は0.01メートル」に改め、「その端数」の次に「の面積又は長さ」を加え、「切り上げて」を「切り捨てて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表（以下「新別表」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受け、又は同法第35条の規定による同意（以下「同意」という。）を得て道路の占有をしている工作物、物件又は施設（施行日において許可を受け、又は同意を得たものを含む。以下「既存占用物件」という。）に対して徴収すべき施行日以後の占用の期間に係る占用料の額は、既存占用物件について新別表の規定を適用して算定した占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 平成30年度 既存占用物件に係る旧占用料額（改正前の別表の規定を適用して算定した占用料の額をいう。）に1.2を乗じて得た額
- (2) 平成31年度 既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例  
 熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。  
 第1条の6中「法第4条第1項ただし書」の次に「（法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条の表第1号の項中「この表」の次に「及び次条」を加え、同表に次のように加える。

5 政令第6条第6項に規定する建築物を設ける場合	政令第6条第6項に規定する建築物	当該都市公園の敷地面積の100分の10
--------------------------	------------------	---------------------

第1条の6の次に次の1条を加える。

（運動施設に関する基準）

第1条の7 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

別表第1の3の表を次のように改める。

3 法第6条第1項又は第3項の規定により許可を受けて都市公園を占用するときの使用料

区分	単位	所在地及び金額			
		熊本市	上益城郡益城町	八代市及び水俣市	
電柱	1本1年につき	1,200円	1,100円	1,000円	
電話柱	1本1年につき	680円	630円	580円	
支線柱	1本1年につき	68円	63円	58円	
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき	7円	6円	6円	
地下に設ける電線その他の線類	1メートル1年につき	4円	4円	4円	
変圧塔その他これに類するもの（PHS基地局を除く。）及び公衆電話所	1個1年につき	1,400円	1,300円	1,200円	
PHS基地局	1基1年につき	420円	390円	360円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	570円	530円	490円	
鉄塔	1平方メートル1年につき	1,400円	1,300円	1,200円	
水道管、下水道管、ガス管、その他これらに類するもの	外径0.07メートル未満のもの	1メートル1年につき	29円	26円	25円
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル1年につき	41円	38円	35円
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル1年につき	61円	56円	53円
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル1年につき	82円	75円	70円
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル1年につき	120円	110円	110円
	外径0.3メートル以上	1メートル1年につき	160円	150円	140円

	上0.4メートル未満のもの				
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1メートル1年につき	290円	260円	250円
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	410円	380円	350円
	外径1メートル以上のもの	1メートル1年につき	820円	750円	700円
興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（使用期間が1月未満のものに限る。）	1平方メートル	1日につき	35円	19円	9円
興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（使用期間が1月以上のものに限る。）	1平方メートル	1日につき	33円	18円	9円
その他の物件	1平方メートル	1日につき	330円	180円	90円

別表第1備考第5号を次のとおり改める。

5 使用料の額の算定に係る面積又は長さが1平方メートル又は1メートル未満であるときはその面積又は長さを1平方メートル又は1メートルとして計算し、使用料の額の算定に係る面積又は長さの端数があるときはその端数の面積又は長さを切り上げて計算する。ただし、法第6条第1項又は第3項の許可を受け都市公園を占用するときの使用料については、使用料の額の算定に係る面積又は長さが0.01平方メートル又は0.01メートル未満であるときはその全面積又は全長を切り捨てて計算し、使用料の額の算定に係る面積又は長さに0.01平方メートル又は0.01メートル未満の端数があるときはその端数の面積又は長さを切り捨てて計算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の3（以下「新別表1の3」という。）の表及び別表第1の備考第5号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る使用料について適用し、同日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受け都市公園を占有している工作物、物件又は施設（施行日において許可を受けたものを含む。以下「既存占用物件」という。）に対して徴収すべき平成30年度の使用料の額は、既存占用物件について新別表第1の3の規定を適用して算定した使用料の額が改正前の別表第1の3の規定を適用して算定した使用料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を超える場合は、当該調整額とする。

熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第30号

熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

熊本県流水占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第29号）の一部を次のように改

正する。  
 第2条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。  
 3 第1項の場合において、流水若しくは土地の占用又は土石等の採取（以下「流水の占用等」という。）をすることができる期間が、当該流水の占用等に係る法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収する。ただし、当該期間における流水占用料等の総額その他の状況を勘案して、河川管理上支障がなく、かつ、流水の占用等の許可又は登録を受けようとする者の申出があるときは、当該期間の分の流水占用料等を一括して徴収することができる。  
 附 則  
 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
 2 改正後の第2条第3項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後の河川法（昭和39年法律第167号）第23条、第24条若しくは第25条の許可又は同法第23条の2の登録に係る流水占用料等について適用し、同日前の許可又は登録に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第31号**

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例  
 熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。  
 別表第2中備考以外の部分を次のように改める。  
 別表第2（第5条、第6条関係）

区分	単位	使用料				
		所在地				
		第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第一種電柱	1本につき	760	700	650	630
	第二種電柱	1年	1,200	1,100	1,000	970
	第三種電柱		1,600	1,500	1,400	1,300
	第一種電話柱		680	630	580	570
	第二種電話柱		1,100	1,000	930	900
	第三種電話柱		1,500	1,400	1,300	1,200
	その他の柱類		68	63	58	57
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	7	6	6	6
	地下に設ける線類その他の線類	1年	4	4	4	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	670	610	570	550
	地上に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	410	380	350	340
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400	1,300	1,200	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		570	530	490	480
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,300	1,800	900	580
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,300	1,200	1,100

水管、下水道管、ガス管、その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	29	26	25	24
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			41	38	35	34
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			61	56	53	51
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			82	75	70	68
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			120	110	110	100
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			160	150	140	140
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			290	260	250	240
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			410	380	350	340
	外径が1メートル以上のもの			820	750	700	680
通路、浄化槽その他これらに類する施設	上空に設ける通路		使用面積1平方メートルにつき1年	1,700	880	450	290
	地下に設ける通路			1,000	530	270	170
	その他のもの			1,400	1,300	1,200	1,100
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		使用面積1平方メートルにつき1日	33	18	9	6
	その他のもの			使用面積1平方メートルにつき1月	330	180	90
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	330	180	90	58
		その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年	3,300	1,800	900
	標識		1本につき1年	1,100	1,000	930	900
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	33	18	9	6
		その他のもの	1本につき1月	330	180	90	58
	幕（工事	祭礼、縁日	その面積1	33	18	9	6

	用板囲、足場、詰所その他工事用施設であつるものを除く。)	その他の催しに際し、一時的に設けるもの	平方メートルにつき1日				
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,300	1,800	900	580
		その他のもの		1,700	880	450	290
工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料			使用面積1平方メートルにつき1月	330	180	90	58

別表第2備考第7号中「1平方メートル又は1メートル未満」を「0.01平方メートル又は0.01メートル未満」に、「面積又は長さ」を「全面積又は全長」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「切り捨てて」に、「1平方メートル又は1メートル未満の端数」を「0.01平方メートル又は0.01メートル未満の端数」に改め、「その端数」の次に「の面積又は長さ」を加え、「切り上げて」を「切り捨てて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に第5条第1項の規定による許可（以下「許可」という。）を受け臨港地区内の道路を使用している工作物、物件又は施設（施行日において許可を受けたものを含む。以下「既存使用物件」という。）に対して徴収すべき平成30年度の使用料の額は、既存使用物件について改正前の別表第2の規定及び改正後の別表第2の規定を適用して算定した使用料の額が改正前の別表第2の規定を適用して算定した使用料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を超える場合は、当該調整額とする。

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第32号

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例

熊本県建築基準条例（昭和46年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。第24条の2中「同表」を「次の表」に改め、「掲げる高さ」の次に「（第一種低層住居専用地域の全域、第二種低層住居専用地域の全域及び田園住居地域の全域に係るものを

除く。）」を加え、同条の表中  

第一種低層住居専用地域の全域	を	第一種低層住居専用地域の全域
第二種低層住居専用地域の全域		田園住居地域の全

  

用地域の全域	に改める。
用地域の全域	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第33号

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書を削り、同条第2項中「前項本文」を「前項」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第13条第8号ウ中「4, 250円」を「5, 100円」に改め、同号エ（ア）中「2, 700円」を「3, 300円」に改め、同号エ（イ）中「1, 350円」を「1, 650円」に改める。

別表第1備考1中「この表は」の次に「、中学校」を加える。

別表第2中「高等学校」を「中学校、高等学校」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県いじめ防止対策審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第34号**

熊本県いじめ防止対策審議会条例の一部を改正する条例

熊本県いじめ防止対策審議会条例（平成26年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 県立学校における法第28条第1項に規定する重大事態（教育委員会規則で定めるものに限る。）に関する事項

第3条中第2項を第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

第3条第1項の次に次の1項を加える。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第4条に次の1項を加える。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第6条第2項中「委員」の次に「（第3条第2項の規定により臨時委員を置いた場合において、同項に規定する事項を調査審議するときは、当該臨時委員を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 委員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。

第8条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（罰則）

第10条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（秘密保持義務）

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第35号**

熊本県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

熊本県迷惑行為等防止条例（昭和39年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他公衆」を「住居、浴場、便所、更衣室その他人」に改め、「着けない状態にいる」の次に「ようす」を加え、「又は撮影」を「若しくは撮影し、又は撮影する目的で写真機等に向け、若しくは設置」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「しゅう恥」を「羞恥」に改め、同項第2号中「次号において」を「以下この条において」に、「又は撮影すること」を「若しくは撮影し、又は撮影する目的で写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下この条において「写真機等」という。）に向け、若しくは設置すること（これらの行為が）」に改め、同項第3号中「写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器」を「写真機等」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 何人も、集会場、事務所、教室、貸切バスその他の特定かつ多数の者が利用するような場所又は乗物において、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、下着等を撮影し、又は撮影する目的で写真機等に向け、若しくは設置してはならない。

第6条中「第4号まで」の次に「及び第5号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）」を加え、同条第1号中「又は住居等に押し掛ける」を「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改め、同条第5号中「若しくは」を削り、「、電子メールその他の電気通信の手段を用いて送信する」を「を用いて送信し、若しくは電子メールの送

